

「社会保障構想（第3次）」（改訂版）素案 更新項目一覧

はじめに

資料 1	点検・見直し（素案）	備考
P.1	私たちの生きる日本は……<中略>……連合全体で取り組んでいく。	更新 理由： 社会保障構想（第3次）策定後の情勢変化など見直しの視点を明記するため。

I. 社会保障をめぐる現状と予想される課題

資料 1	点検・見直し（素案）	備考
P.2~5	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>コロナ禍で浮き彫りになった社会的セーフティネットの重要性</u></li> <li>2. 少子高齢化の進行と家族の変化</li> <li>3. 様々な「生きづらさ」を抱える人の増加</li> <li>4. 過疎化や社会的孤立の進行</li> <li>5. 労働力人口の減少</li> <li>6. 非正規雇用などのさらなる増大と格差・貧困の拡大</li> <li>7. 社会保障に対するニーズの変容と機能不全</li> <li>8. 社会連帯の危機</li> <li>9. ひっ迫する社会保障財源</li> </ol>	更新 理由： コロナ禍での新たな課題や情勢変化を反映するため。

Ⅱ. 「社会保障構想（第3次）」のめざす社会保障のすがた

～積極的社会保障と参加型社会保障により、すべての人が包摂された持続可能な社会の実現～

資料1	点検・見直し（素案）	備考
P.6～9	1. 連合がめざす社会と社会保障のすがた (1) ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）政策のさらなる推進 (2) 積極的社会保障政策と積極的雇用政策の連携 (3) 生涯をつうじて安心が確保される全世代支援型社会保障の構築 (4) 抛出者、利用者、地域住民などによる参加型社会保障の推進 (5) 社会保障を持続可能とするための安定財源の確保	更新 理由： 連合がめざす方向性は変更しないが、(2)では策定から5年が経過したことによる古い記載を削除。 (5)では「子ども・子育て支援」など財源確保のあり方を補強するため。
P.9～10	2. 今後の様々な変化人口減少・超少子高齢社会を乗り越えていくための希望ある未来づくりに向けた重点戦略 (1) 子ども・子育てを社会全体で支える仕組みをつくる	更新 理由： 子ども・子育てを社会全体で支えていく体制づくりを強力に推し進めることが引き続き重要であるとの認識のもと、質の高い保育の確保を補強するため。
P.10	(2) 安心の住まいを保障する	更新 理由： 居住保障制度の整備が引き続き重要であるとの認識のもと、コロナ禍の教訓を踏まえて補強するため。
P.10～11	(3) 働きたいという希望を妨げる困難を取り除く介護離職をさせない	更新 理由： 「働き方などに中立的な社会保険制度のあり方」に関する組織討議などを踏まえ、働きたいという希望を妨げる様々な困難を取り除くことが重要であることを補強するため。
P.11	(4) 健康でいきいきくらすための環境をつくる	更新

		<p>理由：</p> <p>健康の維持・増進が引き続き重要であるとの認識のもと、夜勤負担の軽減など働き方の改善に関わる意見を踏まえた補強をするため。</p>
P. 11	<p>(5) サービスの質や利便性の向上などに向けたDXの推進と個人情報保護を強化するデータや新技術の積極活用による効率的な社会保障を実現する</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>労働力人口の減少下に医療・介護・福祉サービスをニーズに応じて提供していくためには、データや新技術の積極活用が引き続き重要であるとの認識のもと、情勢変化を踏まえて補強するため。</p>
P. 12～13	<p>3. 社会保障機能強化のための基盤整備</p> <p>(1) 医療・介護・福祉サービス提供を担う人材の担い手の育成・確保</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>サービス提供を担う人材確保が不可欠であるとの認識のもと、処遇改善の重要であることなどを補強するため。</p>
P. 13～14	<p>(2) 社会保障における国・地方自治体・NPOなどの役割分担と連携強化</p>	<p>記載を維持</p> <p>理由：</p> <p>社会保障に関わる各主体が果たすべき役割や連携強化が引き続き必要なため。</p>
P. 14	<p>-(3) マイナンバーと個人識別番号の個人情報保護の強化</p>	<p>削除（一部は「Ⅱ. 2. (5)」に統合</p> <p>理由：</p> <p>施策の進展があったため。</p>
P. 14	<p>(3) 国民合意による社会保障改革のための「協議の場」の設置</p>	<p>記載を維持</p> <p>理由：</p>

		労使をはじめ国民の合意形成をはかることは常に重要であるため。
--	--	--------------------------------

### Ⅲ. 参加型社会保障の推進と労働組合の役割

資料1	点検・見直し（素案）	備考
P.14～16	1. 社会保険、子ども・子育て支援など制度運営への主体的参画 2. 社会保険の完全適用に向けた取り組み 3. 労働条件の改善と雇用確保、労働協約の拡張適用の取り組み 4. 地域コミュニティの担い手としての参画 5. 労働者自主福祉活動の推進による互助・共助の強化 6. 社会保障政策の積極的な提言と「社会対話」の推進	記載を維持（重複していた文言のみ削除） 理由： 記載内容は、連合ビジョンで掲げる「労働組合が結節点となり、地域社会をつなぐ」「地域社会を支える」ことにもつながるものであり、引き続き、職場、地域、中央の各段階で取り組みを進めていく必要があるため。

IV. 具体的な制度改革の基本方向（各論） ※以下、追加部分にのみ下線づけ（削除部分は省略）

1. 子ども・子育て支援

資料1	点検・見直し（素案）	備考
P.17	【連合の描く未来】	<p>記載を維持</p> <p>理由：</p> <p>子どもや子育てを社会全体で支える社会の実現に向けて取り組む必要があるため。</p>
P.17～20	<p>(1) 現状認識と課題</p> <p>①子どもや子育て世帯を取り巻く不安の増大</p> <p>②保育サービスの質の低下</p> <p>③ニーズを充足していない保育サービス</p> <p>④見通しの立たない、子ども・子育て支援政策の財源確保をめぐる課題</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>新しいデータや施策の進捗などを反映するため修正。</p>
P.20～21	<p>(2) 改革に向けたアプローチ</p> <p>①未来をつくるため子どもや子育てを社会全体で支える</p> <p>c) すべての子どもと保護者（妊娠期の者を含む）が、切れ目のない総合的な子ども・子育てサービスを受けることができるよう、「子ども・子育て総合支援<del>こども家庭</del>センター（仮称）」を創設する。「<del>子ども・子育て総合支援センター（仮称）</del>」は市区町村ごとに最低1ヶ所ずつ設置し、乳幼児期から思春期、青年期に至るまでのすべての子どもとその保護者があらゆる相談・支援サービスをワンストップで受けられるとともに、アウトリーチ機能を有する機関とする。「子ども・子育て総合支援<del>こども家庭</del>センター（仮称）」には専門機関も参画する。また、地域住民や地域の労使など様々な関係者が運営に参画する体制を整備する。</p> <p>f) <u>いかなる場合であっても子どもに対する体罰を禁止する法律を制定し、懲戒権の削除および「監護・教育をするにあたっては、子の人格を尊重するとともに年齢および発達の程度に配慮する」とした民法の改正、および、子どもの権利条約にもとづく「こども基本法」</u></p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>子ども・子育てを社会全体で支えていく体制づくりを強力に推し進めることが引き続き重要であるとの認識のもと、改革の方向性は維持しつつ、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能をあわせ、児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化されたため、記載順および機関名称を修正。</p> <p>b)～a) 記載順の修正。</p> <p>e)～b) 記載順の修正。</p> <p>a)～c) 記載順の修正。</p> <p>c)～d) 記載順の修正。</p> <p>d)～e) 記載順の修正。</p>

	<p><u>の周知を徹底し、子どもの権利を守り児童虐待のない社会を実現する。</u></p>	<p>f) 懲戒権の削除などを含む民法の改正および子ども基本法の制定による修正。</p>
P. 21～22	<p>②保育の質を確保し、子どもの権利を保障する</p> <p>c) <u>自治体による保育施設等への監査の結果を施設単位で公表することを義務化する。</u>とともに、<u>保護者に向け「ここdeサーチ」(全国の教育・保育施設検索サイト)において保育施設に関する情報を提供する。</u>また、<u>保育施設等に対し、第三者機関による評価結果や施設の財務情報等の常時公開を義務づける。</u></p> <p>f) <u>保育従事者が研修を受講できるよう、代替人員の確保やオンラインを含む研修開催場所の工夫、開催回数を増やす等の支援を行う。</u></p> <p>g) <u>保育従事者が子どもに対して応答的な関わり方をすることが、子どもの発達において重要であることを踏まえ、OECD諸国の配置基準を参考に職員配置基準を改善する。</u></p> <p>i) <u>あらゆる機関において子どもの権利を保障するため、市町村単位で行政から独立した第三者機関として子どもオンブズパーソン制度を設ける。客観的な立場から子どもの救済、制度やサービスの運営の改善につなげる。</u></p> <p>j) <u>子どもオンブズパーソンおよび子どもコミッショナーは、子ども本人からの相談を受ける機能と子どもヘヒアリングする機能を有するものとし、子どもが自分に関係のあることについて自由に意見を表す権利(子どもの権利条約第12条)を保障する。</u></p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>d)～b) 記載順の修正。  e)～c) 記載順の修正。全国の教育・保育施設等の情報を閲覧できるサイトが立ち上がっていることを踏まえ修正。  f)～d) 記載順の修正。  g)～e) 記載順の修正。  h)～f) 記載順の修正。保育士キャリアアップ研修ガイドラインに実施方法として e-ラーニングが記載されていることを踏まえ追記。  i)～g) 記載順の修正。配置基準のさらなる改善を求めるため追記。  j)～h) 記載順の修正。  b)～i) 記載順の修正。  c)～j) 記載順の修正。  i) j) 連合「政策・制度 要求と提言」および国連子どもの権利委員会の一般的意見第2号で、独立して子どもの権利を守る機構の設置を推奨していることを踏まえ修正。子どもとの対話や子どもの意見を聞き、子どもの権利擁護のために必要な法制度の改善の提案や勧告を行うもの。</p>
P. 22	<p>③柔軟な保育サービスを確保するとともに、経済的負担を軽減する</p> <p>d) <u>必要性の認定において就労要件を撤廃し、短時間就労時や「こども誰でも通園制度」の意義などについて周知し、保護者の就業に寄らず、子ども一人ひとりに必要な幼児教育・保育の提供体制を整備するとともに、レスパイトケアとしての利用等を可能とする。</u></p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>d) こども大綱(親の就労状況にかかわらない支援の充実)を踏まえ修正。</p>

	<p>e) 放課後児童クラブ等の就学後の保育サービスは、<u>子どもの「保育を受ける権利」を保障し、希望すれば誰でも利用できるよう、子ども・子育て支援法上の給付として位置づける。</u>施設や人員配置等の最低基準を法制化し<u>保育の質を向上させ、子どもが安全に生活でき、保護者が安心して子どもを預けることができるような体制とする。</u></p>	<p>e) 待機児童数が過去最高となっていることを踏まえ修正。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------

## 2. 社会的セーフティネット

資料 1	点検・見直し（素案）	備考
P. 23	【連合の描く未来】	記載を維持 理由： コロナ禍で社会的セーフティネットが脆弱であることが顕在化するなど、描く未来として引き続き掲げていくことが必要な内容であるため。
P. 23～25	（１）現状認識と課題 ①安心してくさせない複数の要因増加する非正規雇用 ②家族形態の変化と地域のつながりの希薄化 ③生活保護を受ける高齢者世帯の増加、格差の拡大・貧困の連鎖 ④生活困窮者自立支援制度における任意事業実施割合のばらつき ⑤高齢期や失業時の住まい確保の困難さ ⑥増加する「生活者」としての外国人労働者等との共生	更新 理由： 新しいデータや生活困窮者自立支援制度の実施状況などを反映するため修正。
P. 25～27	（２）改革に向けたアプローチ 生活上の困難に直面したときややむを得ない事情で働けなくなったときに、公的支援制度の狭間に陥ることなく、安心して社会的セーフティネットを利用することで、生活が保障されふたたび働くことができるようにするためには、重層的な制度の構築が必要不可欠である。2015年4月に生活困窮者自立支援制度が始動し、社会保険・労働保険、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の三層からなる社会的セーフティネットが構築された。今後は、コロナ禍で顕在化した相談者や課題の複雑化・多様化に対応するため、各層のさらなる充実・強靱化をはかるとともに、生活困窮者自立支援制度が軸となり既存の社会保障制度との連携を強くしながら、困難に直面したそれぞれの者が抱える課題に対応したオーダーメイド型支援を可能にする社会的セーフティネット体系の実現が求められている。	更新 理由： セーフティネットを重層的に構築する改革の方向性は維持しつつ、情勢変化を踏まえるとともに、安心の住まいの保障を強調する観点から修正。

	<p>また、すべての人の生存権と尊厳ある暮らしを保障するため、だれもが安心の住まいを確保できるよう、質の伴った恒常的な居住保障の仕組みが必要である住宅セーフティネットの構築が欠かせない。</p> <p>そして、生活困窮者自立支援制度を基軸とする個の支援と地域コミュニティの活性化という面の強化との一体的推進が重要となる。住み慣れた地域を基盤にしたつながりを再構築し、地域の伴走者を増やすことで、社会的孤立や生きづらさを感じることなく、誰もが居場所を有して自分らしい生活を送ることができる共生社会の実現が急務である。</p> <p>①オーダーメイド型支援を可能にする「社会的セーフティネット」体系の実現</p> <p>a) 第1層のセーフティネット</p> <p>b) 第2層のセーフティネット</p> <p>エ) 就労困難者を就労へと橋渡す生活困窮者の求職期間中および求職後の住居と生活を保障するための制度（「住居・生活保障制度」）を創設する（後掲【居住保障Ⅱ】参照）。</p> <p>c) 第3層のセーフティネット</p> <p>d) 新たな横断的セーフティネット</p> <p>ア) 生活困窮者自立支援制度（第2層）と生活保護制度（第3層）とも組み合わせる「恒常的な居住保障住宅支援制度」（後掲「住宅セーフティネット」参照）と「医療・介護費補助制度」を整備する。</p>	<p>①セーフティネットを重層的に構築する方向性は適切と考え、大枠は維持。</p> <p>エ) 生活困窮者を対象にするとともに、後掲の【居住保障Ⅱ】の内容に合わせた表現に修正。</p> <p>ア) 安心の住まいの保障を強調する観点から修正。</p>
P. 27～28	<p>②だれもが住居を確保し安心してくらせる社会の実現</p> <p>a) 自立の基盤となる質を伴った住宅セーフティネットの構築</p> <p>イ) 公的賃貸住宅をリノベーション等による老朽化対策を講じたうえで活用する。また、居住ニーズと住宅ストックをマッチングさせ、住宅セーフティネット制度の住宅登録基準を参考に一定の基準を満たした全国にある空き家を積極的に活用する。</p> <p>ウ) だれもが住居を確保し、安心して暮らせるよう、恒常的な居住保障制度を構築し、住宅確保要配慮者や離職によって住居や生活に困っている者のそれぞれのニーズを踏まえた家賃補助と現物サー</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>居住保障の方向性は適切と考えるとともに、安心の住まいの保障を強調する観点から修正。</p> <p>イ) 質を確保する観点から修正。</p> <p>ウ) 対象者を広くして安心の住まいの保障を強調する観点から修正。</p>

	<p>ビスの組み合わせによる住居の確保を強力に推進する。</p> <p>具体的には、i) 生活困窮者自立支援制度における住宅確保給付金の支給要件の緩和や支給期間の延長、ii) <u>生活困窮者、高齢者、子育て世帯、被災者など、住宅確保要配慮者が新たな住宅セーフティネット制度をより活用できるように、制度を積極的に周知するとともに登録手数料の平準化や居住支援協議会による支援強化等を行ったうえで、以下の制度を創設する。</u></p> <p>【居住保障Ⅰ】住宅確保要配慮者に対する住宅補助制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住居を失った人や失うおそれのある者が一定基準以下の所得であるときに住居の現物支給ないし家賃補助等を行う。支給水準は、最低居住面積基準を勘案し、収入に応じて逡減するものとし、年収要件を設けたうえで期限は定めない。</li> </ul> <p>【居住保障Ⅱ】<u>求職期間中の生活困窮者の求職期間中および求職後の居住・生活保障制度の創設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●求職後も生活基盤を確立することができるようになるまでの居住・生活保障として、長期継続性のある家賃補助制度を創設する。</li> </ul>	
P. 28	③互いに認めあう共生社会の実現	<p>記載を維持</p> <p>理由：</p> <p>「地域共生社会」の構築が必要との認識がようやく広がりつつある状況であり、引き続き記載する必要があるため。</p>

### 3. 医療保障

資料1	点検・見直し（素案）	備考
P.29	【連合の描く未来】	記載を維持。 <b>理由：</b> 地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在や、高齢者医療制度のあり方などの課題が残されており、描く未来として引き続き掲げていくことが必要な内容であるため。
P.29～30	（1）現状認識と課題 ①拡大する医師・診療科・病床の偏在 ②高齢化のさらなる進展による疾病構造の変化 ③いまだ埋まらない情報の非対称性 ④求められる高齢者医療制度の抜本改革 ⑤寿命の延伸、予防・健康づくりの重要性の高まり	更新 <b>理由：</b> 新しいデータや施策の進捗などを反映するため修正。
P.30～32	（2）改革に向けたアプローチ ①患者本位の医療提供体制 a) 地域偏在と診療科偏在の解消 イ) 初期医療を担う「家庭医(仮称)」と機能別医療機関による連携体制を確立するため、診療所や中小病院を「家庭医(仮称)」として制度化し、初期医療から高次医療に至る医療機関の機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）分担を明確化し、その相互連携をはかる。 b) 医療機能の分化、医療・介護連携の徹底 ウ) 糖尿病などの慢性的な疾病で状態が安定している患者に対する医薬品の処方について、保険薬剤師による薬学管理によって再度の調剤を可能とするリフィル処方箋の適切な活用により制度を導入し、患者の利便性向上と医薬分業の推進、薬剤師の権限強化をはかる。ただし、患者の必要に応じた受診機会は十	更新 <b>理由：</b> 医療機関の機能分化と連携強化は道半ばであり、「家庭医(仮称)」の制度化などを含め改革の方向性は維持しつつ、強化すべき点を補強するため修正。 イ) わかりやすくするため補足を追加。 ウ) 2022年4月に制度導入されたことを踏まえ修正。

	<p>分に確保する。</p> <p>オ) 認知症の人、精神疾患の患者をはじめとする長期入院している人の地域移行を進める取り組みを推進するとともに、<u>介護サービスをはじめ多様な社会資源との連携強化をはかる充実する。</u></p> <p>キ) <u>医療DXを推進し、レセプト電算処理システムの導入、電子処方箋や電子カルテ情報の共有を通じて、医療の効率化・適正化や薬剤の多剤・重複投与の是正をはかるとともに、データ分析の強化などを通じて医療の質の向上につなげる。</u></p>	<p>オ) 介護サービスや多様な社会資源との連携強化が必要なため修正。</p> <p>キ) 医療の質の向上や効率化・適正化に向けたICT活用の重要性を踏まえ修正。</p>
P.32～33	<p>②効率的かつ公平な医療保険制度</p> <p>a) 給付の効率化</p> <p>イ) <u>すべての保険医療機関・保険薬局においてオンライン請求を要件化し、事務の効率化をはかる。</u></p> <p>イ) ウ)</p> <p>b) 負担能力に応じた負担の徹底と高齢者医療制度の抜本改革による、持続可能な保険制度の再構築</p> <p>エ) <u>20歳以上の無就業・無収入者の国民健康保険加入については、国民健康保険加入による各医療保険制度への財政的な影響、低所得者への減免措置等を含め検討し、働き方などに中立的な社会保険制度をめざしていく。その際、被扶養者の範囲は20歳未満の子に限る。</u></p> <p>オ) <u>働き続ける高齢者は被用者保険に加入し続けるほか、退職者については、以下のうちから選択できるようにする。</u></p> <p>i) 被用者保険グループが支える「退職者健康保険(仮称)」に加入する。</p> <p>ii) 地域の国民健康保険に加入する。この際、「退職者健康保険(仮称)」に退職者を加入させることが各保険者にとって財政上の負担とならず、また、高齢者医療費を支える現役世代の負担が過重になることがないよう、公費の充実をはかり、各</p>	<p>更新</p> <p><b>理由：</b></p> <p>保険者機能の積極的な発揮に向けては、高齢者医療制度の抜本改革が不可欠であることから、改革の方向性は維持しつつ、「働き方などに中立的な社会保険制度」の構築に向けて修正。</p> <p>イ)～ウ) 2024年4月よりオンライン請求が基本となったことを受けて、現行イ)を削除したことによる項番修正のみ。</p> <p>エ) 働き方などに中立的な社会保険制度の構築※ 注)に向けて修正。また、働くことが難しい高齢者や障がい者などへは「年金・所得補償」を行うことが前提。</p> <p>※注：「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」では、「20歳以上の被扶養者は(無就業・無収入の親族)の国民健康保険加入については、働き方などに中立的な社会保険制度をめざすことを前提に、国民健康保険加入による各医療保険制度への財政的な影響、低所得者への減免措置等を含め、今後検討する」と記載。</p>

	<p>保険者からの拠出は負担能力に応じたものとする。</p> <p>カ) <u>国民健康保険の財政基盤の安定に向けて、公費の充実をはかる。</u></p>	<p>カ) 国保の財政基盤強化を強調するため、オ) から切り離れた記載に修正。</p>
P.33	<p>③予防・健康づくりを通じた幸福の追求</p> <p>b) 個人の医療情報の一元管理化、閲覧性の強化</p> <p>ア) 個人が自らの受診状況や服薬・ワクチン接種履歴、健診・検診情報など履歴を一元管理・閲覧できる仕組みを構築するとともに普及・啓発を徹底し、予防・健康づくりに向けた意識の涵養や行動変容を促す。</p> <p>イ) <u>医療DXの進展による被保険者番号の個人単位化と当該個人単位番号を用いた医療情報の閲覧管理にあたっては、情報の機微性の観点で必要な法整備を行うとともに、被保険者の同意にもとづく運用を徹底する。</u></p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>予防・健康づくりが引き続き重要であるとの認識のもと、改革の方向性は維持しつつ、わかりやすくする観点から修正。</p> <p>ア)～イ) 医療DXの進展により、様々な情報が連携されることを踏まえ修正。</p>

#### 4. 介護・高齢者福祉

資料 1	点検・見直し（素案）	備考
P. 34	<p><b>【連合の描く未来】</b></p> <p>② <u>住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、在宅ケアを支えるサービスの確保、介護予防や要介護状態の改善、QOL（生活の質）の改善がはかられ、医療・介護・保健・福祉が連携した、地域に密着した総合的な支援サービス供給体制が確立している。</u>            地域包括支援センター機能を全国的に強化・拡充し、センターを中心に地域包括ケアが推進され、多様な職種や専門家、コミュニティによる支援体制が整備されている。</p> <p>③ <u>ヤングケアラーをはじめとする家族等介護者（ケアラー）への情報提供や相談支援、レスパイトケアの体制が整備されている。</u> 家族の介護のために就業を中断する就業者が減り、介護と就労が両立できる条件が整備され、介護離職のない社会が実現している。</p> <p>④ <u>介護労働者には、適正な賃金・労働条件が担保された安定した職場が確保され、十分な専門性を持った人材が確保・定着している。</u> 介護分野は主要な雇用創出産業として、安定的に人材が供給されている。</p> <p>⑤ <u>バリアフリーの優良な賃貸住宅や公的住宅が整備され、高齢者のニーズに応じた住まいへの住み替えが可能となっている。</u> また、施設における個室は住まいとみなし、誰もが住まい・居場所を持つことができる。</p> <p>⑥ <u>介護の財源は、総合的・普遍的な介護保険制度による保険料、公費、利用料のバランスが保たれている。</u> また、給付と負担に対する納得性・合理性が高められるとともに、低所得者への配慮がなされている。</p>	<p>更新</p> <p><b>理由：</b></p> <p>描く未来の実現に向けて課題が残されており、介護離職を強いられないよう在宅ケアの確保や、ヤングケアラーへの対応強化、人材確保を強調するため修正。</p> <p>⑥第2号被保険者の保険料負担の上昇などを踏まえ修正。</p>
P. 34～35	<p><b>（1）現状認識と課題</b></p> <p>① 増大する介護ニーズに追いつかないサービス供給</p> <p>② 人口減少・超少子高齢社会の進展による介護ニーズの高まり</p> <p>③ 家族形態の変化と高齢期の住まい確保の困難さ</p> <p>④ 家族等介護者（ケアラー）の介護離職が社会問題化</p> <p>⑤ <u>介護保険制度の持続可能性を高めるため、継続した処遇改善による人</u></p>	<p>更新</p> <p><b>理由：</b></p> <p>新しいデータや施策の進捗などを反映するため修正。</p>

	<p>材確保安心できる安定したサービス提供に向けた制度見直しが必要不可欠</p> <p>⑥QOLを重視した、生活・活動環境の整備が求められている</p>	
P.36	<p>(2) 改革に向けたアプローチ</p> <p>①在宅ケアを支えるサービスの充実</p> <p>a) 急性期医療から在宅医療、リハビリテーション、在宅介護への切れ目のない支援体制の構築に向けて、<del>訪問看護、在宅介護、短時間定期巡回、緊急訪問など訪問診療・看護などの在宅医療、訪問介護・リハビリテーションなどの在宅介護</del>を組み合わせるとともに体制を充実し、必要な時に必要なサービスを提供して在宅生活を支える体制を整備する。医療については、<del>在宅医療や訪問看護の体制を充実する。</del></p>	<p>更新</p> <p>理由： わかりやすい表現とするため修正。</p>
P.36	<p>②医療と介護の役割分担の明確化と連携の強化</p> <p>a) 高齢者介護は重度になるほど医療と介護のケアミックスを必要とする。急性期医療から在宅医療、リハビリテーション、在宅介護への切れ目のないケア・サポートを整備するため、医療的ケアと介護ケアの双方を利用者の状態に合わせて展開する。介護と医療を一体的なインフラとして提供されるため必要があるが、<del>小規模多機能型などの中間型施設、複合型サービスや人的連携など、</del>総合的にコーディネートしていく仕組みを整備する。</p> <p>b) 利用者のニーズ、QOLの確保に対応するため、看護師（<del>専門看護師</del>）の一定の医療行為（<del>専門看護師</del>）、介護職員の一定の医療行為については、医療・介護ケアの基礎的インフラとして安全性の担保など一定のルールのもとで実施可能にする。また、<del>介護従事者による医療（類似）行為については</del>ほも含め、公費による研修の整備および認証、責任の所在など法律による規定を整備する。</p>	<p>更新</p> <p>理由： わかりやすい表現とするとともに今後必要なサービスを追加するため修正。</p>
P.36	<p>③地域における地域包括ケアの推進</p> <p>a) 市町村(保険者)は介護サービスの総合的な推進機関としての役割を強化するとともに、地域包括支援センターの機能を強化・拡充し、介護や地域生活にかかる総合的なコーディネート、在宅・施設介護の総合相談・支援、寝たきり・認知症予防対策、介護総合相談・ケア</p>	<p>更新</p> <p>理由： 地域包括支援センターにおけるケアマネジャーの不足など現状を踏まえ修正。</p>

	ラー支援などを実施する。	
P.36～37	<p>④介護専門人材の育成と強力な処遇改善、人材の確保 以下a)～c)を通して、介護人材の確保と、雇用創出および雇用開発を進める。</p> <p>a) ケアマネジャーを地域における介護サービスの推進体制の中核的人材と位置付け、キャリアを向上させる。また、安全性の担保などのもとで一定の医療行為も実施可能な、認知症、障がいなどの専門的な介護について研修し認定を受けた「<u>専門介護福祉士の資格</u>（仮称）」を導入し、育成する。</p> <p>b) <u>介護労働者の特定最低賃金の設定を含め、介護現場で働くすべての労働者の全産業平均との賃金格差を是正するとともに、仕事に見合う賃金に引き上げる。</u>また介護労働者に対する利用者やその家族からのハラスメント防止対策の制度化など、<u>介護現場で働くすべての人々の全産業平均との賃金格差を是正するとともに労働環境を改善して離職防止策を強化する。</u>事業者に対しては、労働法規の遵守を徹底するとともに、雇用管理に関する情報（賃金、離職率、勤務時間、研修制度、キャリアアップなど）の公表を義務化するなど、事業者の雇用管理の改善を促すしくみを導入する。また、経験による技能の習得や新たな資格の取得が、外部労働市場においてもより高い労働条件につながられるよう、社会的なキャリアアップのしくみを創設する。</p> <p>d) <u>専門資格を有する人材がその役割を十分に果たすため、要支援1の人などに対する軽度な支援については、資格の有無に関わらず、サービスの担い手を広く確保する。</u></p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>処遇改善を通じた人材確保の必要性などを強調するため修正。</p> <p>a) 民間資格として「<u>専門介護福祉士</u>」が存在することを踏まえ修正。</p> <p>b) 処遇改善の必要性を強調するため修正。</p> <p>d) 労働力人口が減少していく中、専門資格を有する人はその資格を必要とするサービスを担う役割分担をはかる観点から修正。</p>
P.37	<p>⑤データや新技術の積極活用による<u>介護サービスの質の向上や業務負担の軽減効率的な介護の実現</u></p> <p>a) 労働力人口が減少する中でも介護サービスを確実に提供していくためには、<u>効果・効率的な介護の手法の確立が重要となる。</u>そのため、介護の行為などのデータを集積・分析し、その成果を介護技術に反映するとともに、介護分野におけるロボット・センサーをはじめ</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>労働力人口が減少していく中、ロボットやセンサーなどを活用して業務負担を軽減し、人が担うべき介護サービスの質を向上させることが重要で</p>

	<p>めとした新技術の研究開発を促進するとともに積極的に活用し、現場での業務負担の軽減や介護サービスの質の向上させるにつなげる。</p> <p>b) また、AIにより適切なケアプランの作成を支援するとともに、介護の現場で必要となる記録や、行政に対する申請や報告などで、できるだけ入力作業が不要となるデータ端末を導入することなどにより、介護の効率化業務負担の軽減をはかる。</p>	<p>あるため修正。</p>
<p>P.37～38</p>	<p>⑥家族等介護者（ケアラー）支援の強化</p> <p>b) 家族介護を行いながら就労する労働者の増加が見込まれる中、家族の介護と仕事の両立が困難になり離職した場合は将来、低年金、無年金者になりかねない。退職や長期間の就業中断を回避できるよう、両立支援体制の整備を進める。具体的には、要介護者の経済的困窮や介護者（ケアラー）の介護離職防止に関する相談窓口の充実など情報提供・相談体制づくり、介護休業制度の拡充と社会保険料の免除、家族の介護による経済的困窮者への金銭貸付制度など一定の経済的支援などを行う。また、職場においては、勤務時間の短縮など就業環境を整備するとともに、働く場と地域包括支援センターなどをつなぐ機能を提供する。</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>介護離職のない社会の実現に向けて改革の方向性は維持しつつ、わかりやすい表現とするため修正（文言削除）。</p>
<p>P.38</p>	<p>⑦認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持ってくらすことができる社会の実現への支援の強化</p> <p>c) <u>若年性認知症を含めた認知症に関する理解促進に向けて、子どもや学生、若年層などへの啓発に取り組むとともに、事業主による従業員への理解啓発などを支援する。</u></p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>認知症高齢者の増加に対応できるよう改革の方向性は維持しつつ、認知症基本法の制定を踏まえ修正。</p> <p>c) 認知症基本法の制定を踏まえ修正。</p>

P. 38	⑧利用者の選択、自己決定の確保	記載を維持  理由：  医療と介護の連携によるターミナルケアや「人生会議」の普及は道半ばであり、引き続き掲げることが必要なため。
P. 38	⑨住民参加型のシステム運営とチェック機能 a) 地域包括支援センター運営協議会を発展させ、住民や利用者、介護労働者の代表が参加する「介護サービス運営協議会」を市町村ごとに設置し、市町村ごとの「介護サービス運営協議会」の設置、「介護保険運営協議会」への住民、利用者、被保険者、介護労働者の代表などの多様な主体の参画により、介護保険制度の運営のチェックを行う。地域のNPOなど地域福祉の担い手の参画により、地域における介護ネットワークを形成し、地域の介護資源や、情報交換、介護保険事業の参加型運営をはかる。	更新  理由：  「介護サービス運営協議会」の設置など施策の進捗を踏まえ修正。
P. 38～39	⑩高齢者の良質な住まいの確保 b) このため、サービスの質の確保を前提に、サービス付き高齢者向け住宅や優良賃貸住宅を整備するとともに、公営住宅などをリノベーションなどによる老朽化対策を講じたうえで活用する。また、全国にある空き家も積極的に活用する。また、施設入居に関しては、施設も居場所であり住まいとみなし、低所得者には社会手当として住宅手当を支給するなど、個人の住まい・居場所が確保されるよう体制を整備する。あわせて、新たな住宅セーフティネット制度をより活用すべく、制度を積極的に周知するとともに登録手数料の平準化や居住支援協議会などによる支援強化などを行ったうえで、住居を失った人や失うおそれのある者が一定基準以下の所得である時に住居の現物支給ないし家賃補助などを行う（「2. 社会的セーフティネット」参照）。	更新  理由：  安心の住まいを保障する改革の方向性は維持しつつ、古い記載を削除するため修正。
P. 39	⑪介護保険制度の普遍化	記載を維持

		<p>理由：</p> <p>政府においても継続課題とされており、実現に向けて引き続き掲げる必要があるため。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------

## 5. 障がい児・者政策

資料 1	点検・見直し（素案）	備考
P.40	<p><b>【連合の描く未来】</b></p> <p>①障がい児・者の人権、社会参加や地域生活の権利が確立している。</p> <p>②障がいのある人もない人も地域の中でともに学び、すべての障がい児・者が地域の中でともに暮らし、あらゆる分野で活躍・参加するインクルーシブな社会が実現している。</p> <p>③障がい児・者を支える家族への切れ目のない支援が充実し、障がい児・者と支える家族が、それぞれの希望に沿って<u>仕事とケアの両立</u>など自立生活や社会参加を行うことが実現している。</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>描く未来の実現に向けて課題が残されており、また障がい児が含まれていることを明示するとともに、支える家族の仕事との両立の観点が重要との意見を踏まえ修正。</p>
P.40～41	<p>(1) 現状認識と課題</p> <p>①障がい児・者の増加、高齢化</p> <p>②障がい児・者の権利保障の遅れ</p> <p>③不十分な障がい児・者の地域移行・地域定着</p> <p>④障がい児・者を支える家族への支援の不足</p> <p>⑤医療的ケア児に対応する体制の不足</p> <p>⑥就労移行・就労継続の困難さ</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>新しいデータや施策の進捗などを反映するため修正。</p>
P.41～42	<p>(2) 改革に向けたアプローチ</p> <p>①障がい児・者の人権が守られ、差別のないインクルーシブな社会を実現する</p> <p>f) 入所施設、家庭、学校、職場、医療機関などにおける障がい児・者に対する虐待を根絶するため、人権救済機関による調査や介入を実施する。また、あらゆる場面において誰もが虐待を通報できる体制の整備や、障害者権利条約の理念の周知による差別意識の解消などに取り組む。</p> <p>g) 障がい児・者の生活の場を施設から地域へ移行し、社会全体で障がい児・者の地域生活を支えるため、地域住民の理解の促進や当事者参加のモニタリング機関を設置する。また、地域全体での支援を実現し継続していくため、人材の確保と専門性の向上に取り組む。</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>「障害者権利条約」の実効性確保など改革の方向性は維持しつつ、障がい児が含まれていることを明示するため修正。</p>

	<p>h) 障がい児・者自身が、どこでどのように生活するかを自由意思のもと選択できるよう、制度の利用しやすさを踏まえつつ、パーソナルアシスタンス制度の導入や複数の関係者によるチーム体制の構築などにより、意思決定支援を強化し、障がい児・者の権利を擁護する。</p>	
P. 42	<p>②障がい児・者とその家族に対する総合的なサービス体系を充実する</p> <p>a) 障がい児・者を支える家族への<u>仕事とケアの両立</u>を含めた支援として、相談体制や緊急時の受け入れ体制の充実、障がい者福祉サービス関連の情報提供、利用できるサービスの確保と充実、障がい児・者の就労先の確保などを進める。</p> <p>b) 障がい児・者とその家族が、希望すればそれぞれが<u>就労</u>など自立生活や社会参加ができるよう支援を強化する。</p> <p>c) 障がい児・者やその家族等が安心して障がい福祉サービス等を利用し続けられるよう、障がい者福祉サービスを担う従事者などの賃金や雇用環境等を改善する。</p> <p>d) 障がい児の施策は子ども・子育て施策に組み込む。障がいのない児童と障がい児を区別しないことを前提に、さらに必要となる特別な支援については障がい者施策に組み込む。また、家族の相談に関する体制の充実と家族、保育所等、行政等の連携等により、子どもに対する障がいの早期発見、早期療育を支援する。</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>様々な支援策が引き続き必要であることから改革の方向性は維持しつつ、障がい者の就労を通じた自立支援や、支える家族の仕事との両立支援の強化を求める意見を踏まえ修正。</p>
P. 42～43	<p>③多様な<u>就労機会</u>を確保し、障がい者が安心して活動できる場をつくる</p>	<p>記載を維持</p> <p>理由：</p> <p>就労先の確保や就労支援など引き続き強化が必要な施策であるため。</p>

## 6. 年金・所得保障

資料 1	点検・見直し（素案）	備考
P. 44	<p>【連合の描く未来】</p> <p>②就労を阻害せず働き方などに中立的で、公平性と信頼が確保された年金制度が構築されている。</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>描く未来に実現に向けて課題が残されており、また「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」（第 13 回中央執行委員会、2024.10.18）を反映するため修正。</p>
P. 44～46	<p>（1）現状認識と課題</p> <p>①年金制度の信頼性と納得性を高める取り組みの不足</p> <p>②単身高齢者の増加と基礎年金の給付水準の低下</p> <p>③いまだ解消されない低年金・無年金の問題</p> <p>④制度の持続可能性の確保を要請される財政検証</p> <p>⑤限定的な範囲にとどまる短時間労働者等の適用拡大</p> <p>⑥企業年金の実施率の低下</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>政府の 2024 年財政検証など新しいデータを反映するため修正。</p>
P. 46～47	<p>（2）改革に向けたアプローチ</p> <p>「働くことを軸とする安心社会」を深化させるため、すべての労働者が所得に応じた負担を行い、負担に応じた給付を受けられる所得比例年金制度を創設することで、働いているときから引退後まで一貫して安心して生活続けることができる社会を実現する。また、働き方やライフスタイルが多様化する中で、配偶者の働き方などにより第3号被保険者に該当するかが決まる現行制度は中立的な社会保障制度とはいえないことから、第3号被保険者制度は段階を設けつつ将来的に廃止する。あわせて、低年金・無年金を解消するため、様々な事情から十分に保険料を支払うことができなかった者などに対する一定の所得保障を行うため、最低保障年金を創設する。</p> <p>第一段階の改革では、すべての労働者の被用者年金への適用を徹底し、</p>	<p>更新</p> <p>理由：</p> <p>「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」（第 13 回中央執行委員会、2024.10.18）を反映するため修正。</p>

自営業者等の所得捕捉を制度化して所得比例年金の一元化に向けて取り組む。同時に、基礎年金の給付水準の改善と低年金者・無年金者に対する生活手当（仮称）を支給することにより、最低保障年金が確立するまでの最低限の所得保障を実施する。

第二段階の改革では、自営業者等の所得比例年金制度を創設し、すべての労働者（雇用関係によらない働き方を含む）が一つの年金制度に加入することで、負担と給付の関係が明確化された所得比例年金の一元化を実現する。あわせて、生活手当（仮称）を最低保障年金化することで、すべての者への所得保障を確立する。

### 1) 第一段階の改革

#### ①公的年金制度の充実と生活手当（仮称）の導入

##### c) 第3号被保険者を縮小するため、

ア) まず、新たに第3号被保険者になることができない制度とする。

イ) 次に、10年程度の期間を設けて、既第3号被保険者については以下の要件を満たさない場合、第1号被保険者となる。その際、世帯単位で見て低所得者への年金保険料の減免措置を設ける。

・最初の5年程度の期間で、第3号被保険者の配偶者に「年収850万円未満」または「所得が655万5000円未満」との所得制限を設ける。

・次の5年程度の期間で、前述の年収・所得要件に加え、第3号被保険者本人に、子ども（18歳の誕生日の属する年度末まで、または20歳未満で1級または2級の障害の状態にある婚姻していない子どもに限る）を養育する親との要件を設ける。

d) 以下の考え方にもとづく改正とともに、上記を経ても第3号被保険者である者については第1号被保険者に区分することで、第3号被保険者制度は廃止となる。

ア) 過去に第3号被保険者期間があった受給者の年金は減額しない。

イ) 廃止時点で第3号被保険者である人、受給者ではないが過去に第3号被保険者であった期間がある人について、第3号被保険者とし

a) ~ b) 記載を維持

理由：

年金制度の所得再分配機能の強化や基礎年金の給付水準の改善、生活手当（仮称）の導入について引き続き対応が必要であるとともに、「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」（第13回中央執行委員会、2024.10.18）で組織討議済みのため。

c) ~ d) 「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」（第13回中央執行委員会、2024.10.18）を反映するため修正。

	<p><u>ての加入期間にかかる将来の基礎年金は減額せず、受給資格期間にも含める。</u></p> <p><u>ウ) 公的年金制度における次世代育成支援の観点で、育児期間中の社会保険料免除措置を拡大(例:「子が小学校入学までの期間」など)する。</u></p> <p><u>エ) 様々な事情により働くことができず無年金となる人、受給資格期間を満たしたとしても低年金の人に対しては、生活手当(仮称)などの加算で対応する。</u></p>	
P.47~48	<p>②すべての労働者の被用者年金への適用</p> <p>a) 就業形態や企業規模にかかわらず、すべての労働者の被用者年金への適用を行うため、</p> <p>イ) すべての労働者を被用者年金の適用対象とする。その際、働き方の多様化にかんがみ、次の点に留意する。<u>「曖昧な雇用」雇用類似で働く者で労働者性が認められる場合は、すべて適用対象と確実に被用者保険を適用するとともに、社会実態にあわせて労働者概念の見直しを行い、被用者保険に適用される範囲を拡大する。また、複数就業者については単一事業所で満たさない場合に適用対象外となっている現行制度を見直し、単一事業所で満たさなくても複数事業所で満たす場合には被用者保険を適用する。多重就業者については保険料負担を明確化する。</u></p>	<p>更新</p> <p>理由:</p> <p>全被用者への被用者年金の適用にあたり引き続き対応が必要であり改革の方向性は維持しつつ、「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」(第13回中央執行委員会、2024.10.18)を反映するため修正。</p>
P.48	<p>③企業年金の普及促進と補完機能の強化</p>	<p>記載を維持</p> <p>理由:</p> <p>企業年金の普及促進と補完機能の強化に向けて引き続き対応が必要な課題であるため。</p>
P.48	<p>2) 第二段階の改革</p> <p>①すべての働く者が加入する所得比例年金制度の創設</p>	<p>記載を維持</p> <p>理由:</p> <p>すべての働く者が加入する所得比例年金制度の創設および、すべての者への所得保障の充実は引</p>

		<p>き続き対応が必要であるとともに、「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」（第13回中央執行委員会、2024.10.18）で組織討議済みのため。</p>
P. 48～49	②すべての者への所得保障の充実	<p>記載を維持</p> <p><b>理由：</b></p> <p>すべての働く者が加入する所得比例年金制度の創設および、すべての者への所得保障の充実は引き続き対応が必要であるとともに、「働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方」（第13回中央執行委員会、2024.10.18）で組織討議済みのため。</p>

以上